

守口市水道局

令和6年度水質検査計画



守口市水道局マスコットキャラクター しずくちゃん と みちるくん

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 検査結果の評価について
10. 水質検査の精度管理と信頼性の保証について
11. 関係者との連携について

1. 基本方針

守口市水道局は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、本計画において、実施要件を定め実施します。

なお、水質管理目標設定項目及びその中に含まれる農薬類についても、必要に応じて検査を実施します。

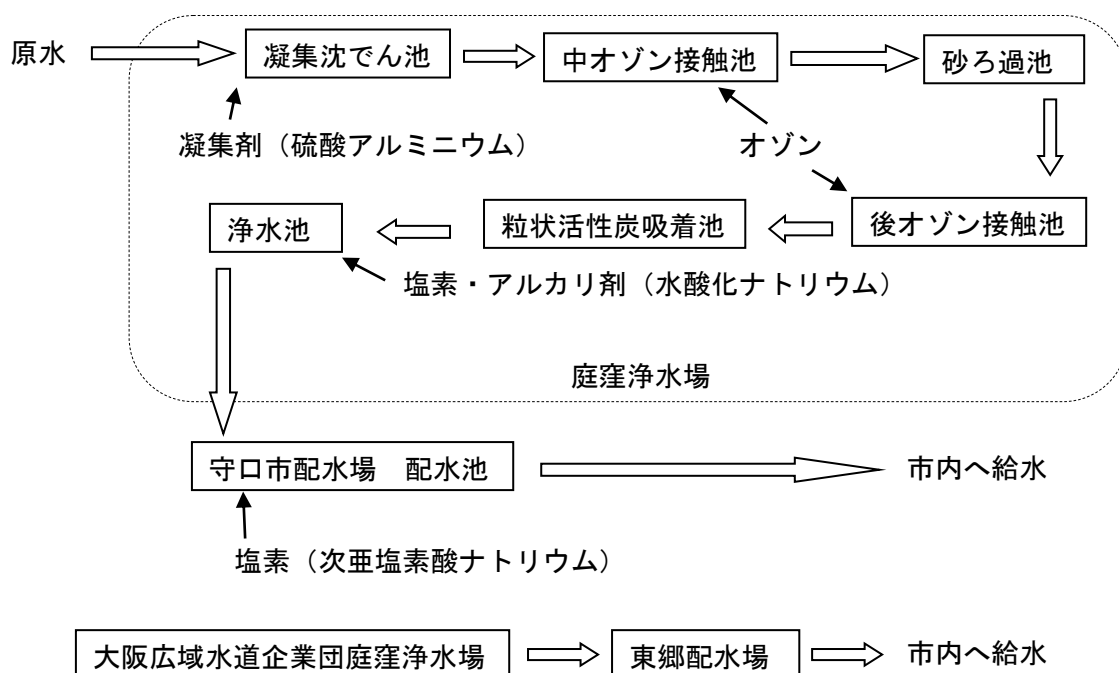
水質検査計画には、水道法施行規則第15条第6項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査頻度を記載します。

法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、お客さまに公表します。

2. 水道事業の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業体の名称 | 守口市水道局 |
| (2) 給水区域 | 守口市内 |
| (3) 計画給水人口 | 142,000人 |
| (4) 計画一日最大給水量 | 50,900 m ³
(自己水源 49,200 m ³ 大阪広域水道企業団浄水 1,700 m ³) |
| (5) 水源 | 淀川表流水 |
| (6) 浄水場の名称 | 庭窪浄水場 |



現在、浄水処理を行っている守口市浄水場は令和 5 年度末をもって浄水処理を終え、配水場化します。令和 6 年 4 月から大阪市水道局庭窪浄水場を大阪市と守口市で共同保有し、庭窪浄水場で浄水処理を行った浄水を守口市配水場で受水し市内へ給水します。庭窪浄水場の運転管理は大阪市水道局に委託を行います。また、東郷配水場では、大阪広域水道企業団庭窪浄水場から浄水を受水し市内へ給水します。

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の状況

本市の水源は淀川であり、鳥飼大橋左岸直下流で取水しています。

琵琶湖・淀川流域はその大部分が都市化の進んだ地域で、以前は生活排水、工場排水等で水道原水としては汚染の進んだ河川でしたが、近年は、下水道整備の進捗などにより、各検査項目の数値は、減少から横ばいで水質汚染の改善傾向がみられます。

しかし、突発的な油類の流出事故など水質汚染を受けやすい状況にあります。引き続き、淀川を水源とする他の水道事業者と共同し、水源水質の監視、水源の保全活動に努めます。

(2) 浄水の状況

守口市水道局庭窪浄水場および大阪広域水道企業団庭窪浄水場ではオゾン及び粒状活性炭による高度浄水処理を行い、「安全で安心して飲める水道水」を供給しております。

これまでの水質試験の結果、浄水場出口、市内給水栓とも、水質基準値を十分満足する値となっています。

4. 採水場所

(1) 給水栓水（蛇口）

守口市配水場系 2 か所及び東郷配水場系 1 か所、合計 3 か所を設けています。

守口市配水場系は、にじいろ認定こども園（藤田町 1 丁目）、西部コミュニティセンター（文園町）、東郷配水場系は、錦コミュニティセンター（菊水通 4 丁目）の給水栓で採水します。

(2) 守口市配水場出口

守口市配水場内の配水池出口で採水します。

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度は別表 1 に示します。なお、検査頻度は、低沸点有機化合物、消毒副生成物については 2 か月に 1 回、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類については 3 か月に 1 回、その他の項目については 1 か月に 1 回を基本とし、法令で定められている検査頻度以上を設定しています。

水質基準を補完する目的で設定されている水質管理目標設定項目についても、別表 2 に示すとおり検査を行います。このうち、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の各物質

については、別表 3 に示すとおり検査を行います。

また、基準値、目標値、指針値等が設定されていない項目についても、必要に応じて検査を行います。

生物試験については、毎週 1 回行います。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」によるクリプトスポリジウム、ジアルジア、嫌気性芽胞菌の検査は、守口市浄水場出口について 3 か月に 1 回行います。

このほか、守口市配水場出口について、基礎的項目（全有機炭素、pH 値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素、アルカリ度、電気伝導率）は平日 1 回、一般細菌、大腸菌、過マンガン酸カリウム消費量は 1 週間に 2 回検査を行います。

毎日行うこととされている色、濁り、残留塩素は市内 5 か所に設置された水質自動測定装置で連続監視を行います。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の規定に基づく告示（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に示された方法により行います（別表 4 参照）。水質管理目標設定項目およびその他の項目については、別表 5 に示す方法で検査を行います。

なお、水質管理目標設定項目のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)、農薬類の一部については、大阪広域水道企業団市町村水道水質共同検査に測定依頼を行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に、必要な項目の検査を行います。

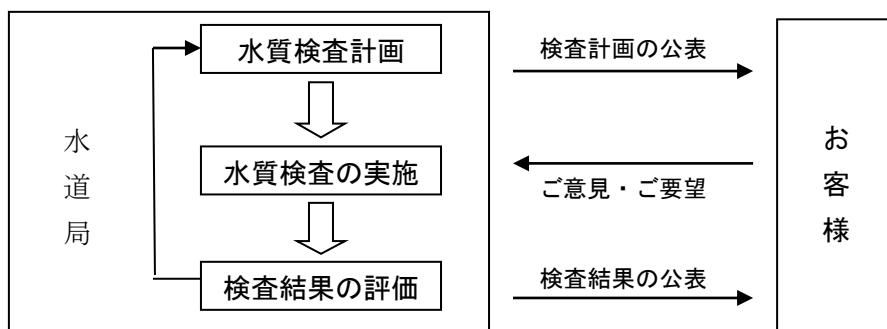
- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、お客さまに公表し、内容についてご意見を参考にさせて頂きながら、毎年より良い計画書を作成することに努めます。

公表の方法は、インターネットのホームページで行います。

また、検査結果については、水質試験年報及び守口市ホームページで公表します。水質試験年報は、守口市ホームページで閲覧できます。



9. 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要に応じて検査計画を見直します。

10. 水質検査の精度管理と信頼性の保証について

原則として水質基準値及び目標値の10分の1の定量下限値を確保いたします。農薬類については目標値の100分の1の定量下限値を確保するよう努めます。

また、水質基準値の10分の1付近の測定における変動係数（CV値）が微量有機物関連項目では20%以下、それ以外の項目については10%以下となるよう検査を行うとともに、分析機器の取扱マニュアルの作成など、精度のよい測定ができる体制を整備します。

さらに、分析技術向上のため各種分析セミナー等に参加するとともに、国、大阪府等が実施する外部精度管理に積極的に参加し、信頼性確保に努めます。

11. 関係者との連携について

水源における水質汚染事故の場合、淀川水質汚濁防止連絡協議会^{*1}、淀川水質協議会^{*2}の緊急連絡網等により、関係自治体と共同で迅速な情報収集、現地調査等を行い、安全な水の供給に努めます。

さらに、前記両協議会および大阪広域水道企業団運営協議会^{*3}、アクアネット大阪^{*4}等を通じて水道に関する情報交換、技術の向上に努めます。

*1 淀川水質汚濁防止連絡協議会

国土交通省近畿地方整備局をはじめ琵琶湖淀川水系の機関・団体で構成。水系全体の調査研究・水質管理・水質保全活動等を行っています。

*2 淀川水質協議会

淀川から取水している大阪府内および兵庫県内の9水道事業者で構成。琵琶湖、木津川、宇治川、桂川、淀川本川および流入支川等の調査を定期的に共同で実施しています。また、水源の水質保全対策について関係機関への要望活動等も行っています。

（構成団体：大阪市水道局、守口市水道局、枚方市上下水道局、吹田市水道部、尼崎市公営企業局、伊丹市上下水道局、西宮市上下水道局、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団）

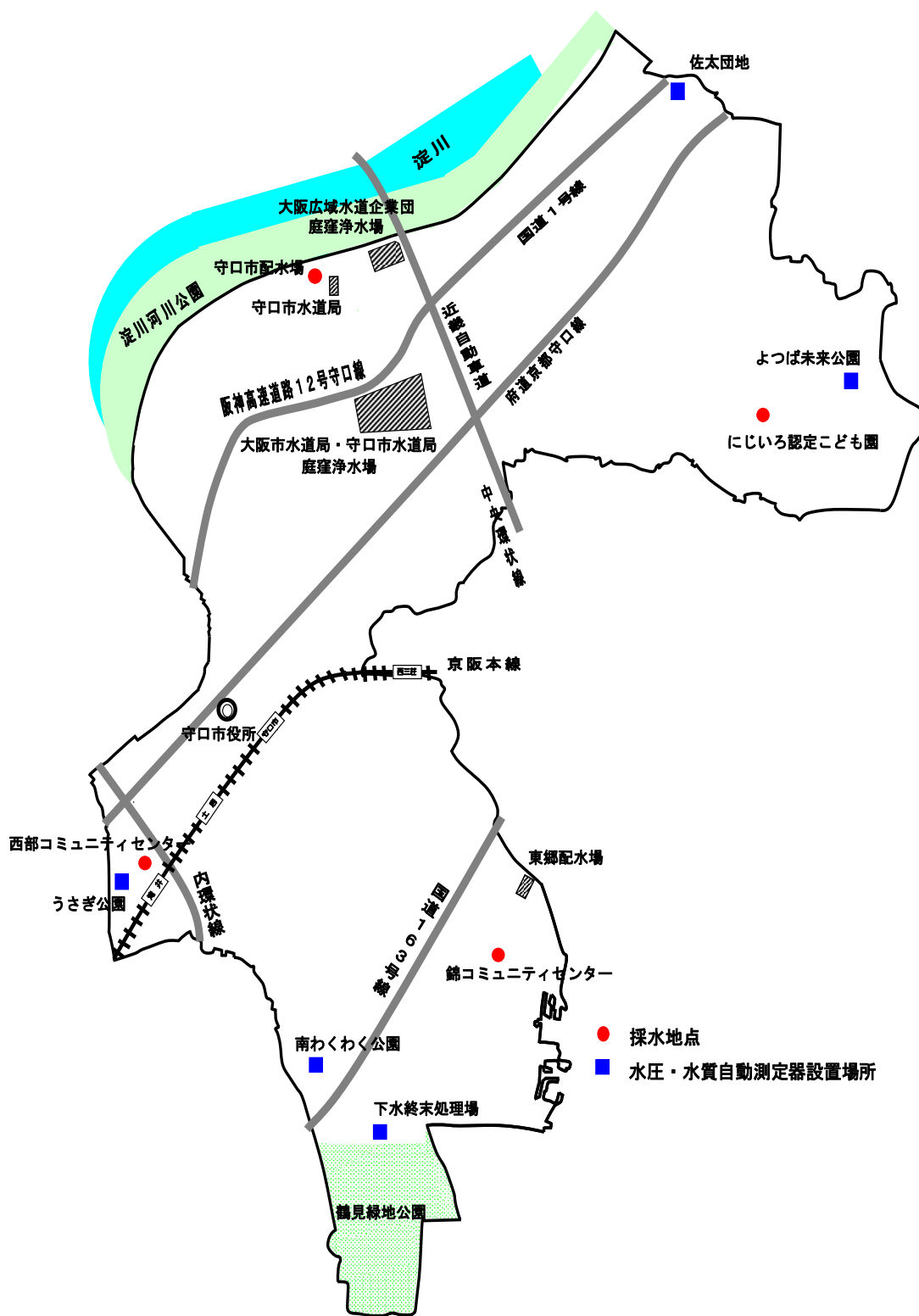
*3 大阪広域水道企業団運営協議会

大阪広域水道企業団と同企業団を構成する自治体からなる協議会。相互の連絡調整を図るとともに、水道水質の適正な管理および向上のために必要な事業を実施しています。

*4 アクアネット大阪

大阪広域水道企業団と市町村水道の情報を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定供給をめざした水のネットワークシステム。

採水地点図



別表 1

水質基準項目	基準値	市内給水栓の 最大値 *1	法で定める 検査頻度	実施検査頻度	
基 1	一般細菌	100集落数/mL以下	0集落/mL	1回/1か月	1回/1か月
基 2	大腸菌	検出しないこと	不検出	1回/1か月	1回/1か月
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.000005mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.34mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.13mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.12mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.007mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.003mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.03mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.010mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	16.3mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	20.6mg/L	1回/1か月	1回/1か月
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	50mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	99mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	1回/3か月	1回/3か月
基42	ジェオスミン *2	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	原因藻類発生期1回/月	原因藻類発生期随時
基43	2-メチルイソボルネオール *3	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	原因藻類発生期1回/月	原因藻類発生期随時
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/3か月
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満	1回/3か月	1回/3か月
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.2mg/L	1回/1か月	1回/1か月
基47	pH値	5.8~8.6	7.2~7.6 *4	1回/1か月	1回/1か月
基48	味	異常でないこと	異常なし	1回/1か月	1回/1か月
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	1回/1か月	1回/1か月
基50	色度	5度以下	1度未満	1回/1か月	1回/1か月
基51	濁度	2度以下	0.1度	1回/1か月	1回/1か月
	色	異常でないこと	異常なし	毎日	毎日
	濁り	異常でないこと	異常なし	毎日	毎日
	残留塩素		1.0mg/L	毎日	毎日

*1 市内給水栓の最大値：過去3年間(令和2年度～令和4年度)の市内給水栓の最大値

*2 正式名称 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

*4 pHは過去3年間の最小値～最大値

別表 2

水質管理目標設定項目		目標値	実施検査頻度
目 1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1回/1か月
目 2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	1回/1か月
目 3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1回/1か月
目 4	削	除	
目 5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1回/2か月
目 6	削	除	
目 7	削	除	
目 8	トルエン	0.4mg/L以下	1回/2か月
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1回/2か月
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	省略 *1
目11	削	除	
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	省略 *1
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	1回/2か月
目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下	1回/2か月
目15	農薬類	比の総和1以下	1回/3か月
目16	残留塩素	1mg/L以下	1回/1か月
目17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1回/1か月
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1か月
目19	遊離炭酸	20mg/L以下	1回/1か月
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1回/2か月
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	1回/2か月
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1回/1か月
目23	臭気強度(TON)	3以下	必要に応じて *2
目24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1回/1か月
目25	濁度	1度以下	1回/1か月
目26	pH値	7.5程度	1回/1か月
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上程度とし 極力0に近づける	1回/1か月
目28	従属栄養細菌	2,000集落数/mL以下	1回/1か月
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1回/2か月
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1回/1か月
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	1回/1年

*1 消毒剤に二酸化塩素を使用していないので省略

*2 異臭味被害発生時等、必要に応じて実施

別表 3

農業類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬

	農薬名	目標値 (mg/L)	検査区分	
			自己	外部
1	1,3-ジクロロロベン(D-D) ※1	0.05	○	
2	2,2-DPA(タラホ)	0.08		共
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	○	
4	EPN ※2	0.004	○	
5	MCPA	0.005		共
6	アセフェン	0.9		共
7	アセフェン	0.006		共
8	アトキシ	0.01	○	
9	アトロシン	0.003	○	
10	アミダス	0.006		共
11	アラクロール	0.03	○	
12	イキチオン ※2	0.005	○	
13	イソフェン ※2	0.001	○	
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	○	
15	イソプロチオン(IPT)	0.3	○	
16	イソフェンカルバジン	0.002		共
17	イソプロホス(IBP)	0.09	○	
18	イミノクジン	0.006		共
19	イソプロチオン	0.009	○	
20	エスプロカルブ	0.03	○	
21	エトフェンロックス	0.08	○	
22	エンドスルファン(ベンゾソルビオン) ※3	0.01	○	
23	オキサジクロモロン	0.02		共
24	オキシ銅(有機銅)	0.03		共
25	オキサトロン ※4	0.1	○	
26	オキサトロン	0.0006	○	
27	オキサトロン	0.008	○	
28	カルタップ ※5	0.08		共
29	カルハリス(NAC)	0.02		共
30	カルボフラン	0.0003		共
31	キノキサミン(ACN)	0.005	○	
32	キャブタン	0.3	○	
33	クミロン	0.03	○	
34	グリホサート ※6	2		共
35	グリホサート	0.02		共
36	クロマプロップ	0.02		共
37	クロロピリフェン(CNP) ※7	0.0001	○	
38	クロロピリフェン ※2	0.003	○	
39	クロロピリフェン(TPN)	0.05	○	
40	シアンジン	0.001	○	
41	シアンジン(CYAP)	0.003	○	
42	ジクロロピリフェン(DCMU)	0.02		共
43	ジクロロピリフェン(DBN)	0.03	○	
44	ジクロロピリフェン(DDVP)	0.008	○	
45	ジクロロピリフェン	0.01		共
46	ジクロロピリフェン(エチルチオメチン)	0.004	○	
47	ジクロロピリフェン(メトチオメチン) ※8	0.005		共
48	ジクロロピリフェン	0.009	○	
49	シハロプロップ	0.006	○	
50	シハロプロップ(CAT)	0.003	○	
51	シハロプロップ	0.02	○	
52	シハロプロップ	0.05	○	
53	シハロプロップ	0.03	○	
54	グイジン ※2	0.003	○	
55	グイジン	0.8		共
56	グイジン、メタ(カバム)及びグイジン ※9	0.01		共
57	グイジン	0.1		共
58	グイジン	0.02		共

検査区分の外部検査の欄 共：市町村水道水質共同検査

- ※1 1,3-ジクロロロベン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロロベン及びトランス-1,3-ジクロロロベンの濃度を合計して算出すること。
- ※2 有機リン系農薬のうち、EPN、イキチオン、イソフェン、カルハリス、グイジン、フェニチオン(MEP)、グリホサート、アセフェン、マリン(マリン)及びグイジン(DMPT)の濃度については、それぞれの母体の濃度も測定し、それぞれの母体の濃度と、その母体それぞれの濃度を合計して算出すること。
- ※3 エンドスルファン(ベンゾソルビオン)の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルファン(ベンゾソルビオン)も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とエンドスルファン(ベンゾソルビオン)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※4 オキサトロンの濃度は、代謝物である(5Z)-オキサトロンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※5 カルタップの濃度は、イソキサジンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- ※6 グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノグリホサート(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノグリホサート(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※7 クロロピリフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※8 ジクロロピリフェン系農薬の濃度は、ジクロロピリフェン、シハロプロップ、グイジン、グリホサート、メタ(カバム)、グイジン(メタ(カバム))及びグイジン(メタ(カバム))の濃度を二酸化炭素に換算して合計して算出すること。
- ※9 グイジン、メタ(カバム)及びグイジン(メタ(カバム))の濃度は、グイジン(メタ(カバム))として測定すること。
- ※10 フェニチオン(MEP)の濃度は、酸化物であるMPPフェニチオン、MPPフェニチオン、MPPフェニチオン及びMPPフェニチオンの濃度も測定し、フェニチオン(MEP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※11 ベンゾソルビオンの濃度は、β-ベンゾソルビオン(β-BC)として測定し、ベンゾソルビオンに換算して算出すること。

	農薬名	目標値 (mg/L)	検査区分	
			自己	外部
59	チオシカルブ	0.08		共
60	チオシカルブ	0.3		共
61	チオシカルブ	0.02	○	
62	チオシカルブ	0.002		共
63	チオシカルブ(MBPMC)	0.02	○	
64	トリクロピル	0.006	○	
65	トリクロピル(DEP)	0.005	○	
66	トリクロピル	0.1		共
67	トリクロピル	0.06	○	
68	ナブ ロバ ミト	0.03	○	
69	ナブ ロバ ミト	0.01		共
70	ピロピロ	0.0009	○	
71	ピロピロ	0.01		共
72	ピロピロ	0.004	○	
73	ピロピロ(ピロピロ)	0.02		共
74	ピロピロ	0.002	○	
75	ピロピロ	0.02	○	
76	ピロピロ	0.05	○	
77	ピロピロ	0.0005	○	
78	フェニチオン(MEP) ※2	0.01	○	
79	フェニチオン(BPMC)	0.03	○	
80	フェニチオン	0.05		共
81	フェニチオン(MPP) ※10	0.006	○	
82	フェニチオン(PAP)	0.007	○	
83	フェニチオン	0.01		共
84	グイジン	0.1	○	
85	グイジン	0.03	○	
86	グイジン ※2	0.02	○	
87	グイジン	0.02	○	
88	グイジン	0.03		共
89	グリホサート	0.05	○	
90	グリホサート	0.09	○	
91	グリホサート ※2	0.007	○	
92	グリホサート	0.05	○	
93	グリホサート	0.05	○	
94	グリホサート	0.03	○	
95	グリホサート	0.1	○	
96	ベニミル ※11	0.02		共
97	ベニミル	0.1	○	
98	ベニミル	0.09		共
99	ベニミル	0.005		共
100	ベンゾソルビオン	0.2	○	
101	ベンゾソルビオン	0.3	○	
102	ベンゾソルビオン	0.02		共
103	ベンゾソルビオン(ベンゾソルビオン)	0.01	○	
104	ベンゾソルビオン	0.07	○	
105	ホスファート	0.005	○	
106	マリン(マリン) ※2	0.7	○	
107	メタ(カバム) (MCP)	0.05	○	
108	メタ(カバム)	0.03		共
109	メタ(カバム)	0.2	○	
110	メタ(カバム) (DMTP) ※2	0.004	○	
111	メタ(カバム)	0.04	○	
112	メタ(カバム)	0.03	○	
113	メタ(カバム)	0.02	○	
114	メタ(カバム)	0.1	○	
115	メタ(カバム)	0.005	○	

別表 4

	項 目	単 位	試 験 方 法
	気温	℃	アルコール温度計
	水温	℃	水銀温度計
基 1	一般細菌	集落数/mL	標準寒天培地法
基 2	大腸菌	MPN/100mL	特定酵素基質培地法
基 3	カドミウム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基 4	水銀及びその化合物	mg/L	還元気化原子吸光度法
基 5	セレン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基 6	鉛及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基 7	ヒ素及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基 8	六価クロム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基 9	亜硝酸態窒素	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光度法
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基14	四塩化炭素	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基17	ジクロロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基19	トリクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基20	ベンゼン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基21	塩素酸	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基22	クロロ酢酸	mg/L	溶媒抽出-誘導体化GC-MS法
基23	クロロホルム	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	溶媒抽出-誘導体化GC-MS法
基25	ジブromクロロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基26	臭素酸	mg/L	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光度法
基27	総トリハロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	溶媒抽出-誘導体化GC-MS法
基29	ブromジクロロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基30	ブromホルム	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	HPLC法
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基34	鉄及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基35	銅及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基38	塩化物イオン	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基40	蒸発残留物	mg/L	重量法
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	固相抽出HPLC法
基42	ジェオスミン *1	mg/L	パーティックラップ GC-MS法
基43	2-メチルイソボルネオール *2	mg/L	パーティックラップ GC-MS法
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	固相抽出HPLC法
基45	フェノール類	mg/L	固相抽出-誘導体化GC-MS法
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	燃焼酸化式全有機炭素計測定法
基47	pH値		ガラス電極法
基48	味		官能法
基49	臭気		官能法
基50	色度	度	透過光測定法、比色法
基51	濁度	度	積分球式光電光度法、比濁法

*1 正式名称 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール

別表 5

	項 目	単 位	試 験 方 法
目 1	アンチモン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目 2	ウラン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目 3	ニッケル及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目 5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目 8	トルエン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目 9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	mg/L	溶媒抽出GC-MS法
目13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	溶媒抽出GC-MS法
目14	抱水クロラール	mg/L	溶媒抽出GC-MS法
目15	農薬類	mg/L	固相抽出GC-MS法、固相抽出-誘導体化GC-MS法 固相抽出LC-MS法、固相抽出HPLC法 ヘッドスペースGC-MS法
目16	残留塩素	mg/L	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
目17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	イオンクロマトグラフ法
目18	マンガン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目19	遊離炭酸	mg/L	滴定法
目20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目21	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	滴定法
目23	臭気強度 (TON)		官能法
目24	蒸発残留物	mg/L	重量法
目25	濁度	度	積分球式光電光度法、比濁法
目26	pH値		ガラス電極法
目27	腐食性 (ランゲリア指数)		計算法
目28	従属栄養細菌	集落数/mL	R2A寒天培地法
目29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	固相抽出LC-MS法

	項 目	単 位	試 験 方 法
その他	総窒素	mg/L	紫外線吸光度法
	総アルカリ度	mg/L	MR法
	アンモニア態窒素	mg/L	α -ナフトール法
	溶存酸素	mg/L	DOメーター
	塩素要求量	mg/L	塩素要求量計
	電気伝導率	μ S/cm	偏位法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	希釈法 (20℃)
	大腸菌群	MPN/100mL	特定酵素基質培地法
	生物	個 or 群体 /mL or L	ろ過法、直接検鏡法
	クリプトスポリジウム、ジアルジア	個/L	蛍光抗体法
嫌気性芽胞菌	集落数/L	ハンドフォード改良寒天培地法	